

会則改定について

【PTA 会則改正の目的】

- ・ 非常事態において PTA 活動を円滑に行うため
- ・ 時代の変遷の中で、すでに会則の改定が必要な条文があるため

	現行	改正
第四章 会員 第六条	父母それぞれ一会員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。	一、父母それぞれ一会員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。 二、この会則において会員数、出席者数及び議決権行使書数を集計する場合には、会員の家庭単位で集計する。
第八章 委員長、副委員長、委員とその選出 第二十条	但し、学級委員は父母の互選により選出される 各委員の委員長、副委員長は本年度の委員の中から選ぶ。	《削除》 二、各委員長、副委員長に立候補を希望するときは、運営委員会に原則十二月中に届け出ることができる。 三、二で選出されなかった場合、各委員の委員長、副委員長は本年度の委員の中から選ぶ。
第九章 集会 第二十二條 一、総会	②総会は会長が招集し、定足数は委任状を含め会員の五分の一以上とし、議決は出席の過半数とする。	②総会は会長が招集し、定足数は委任状を含め会員の五分の一以上とし、議決は出席の過半数とする。書面総会の場合、定足数は委任状兼議決権行使書の提出が会員の五分の一以上とし、議決はその過半数とする。 ④総会の形式は原則対面とする。但し、会長が必要と認めたととき、書面にて総会を行うことができる。
第十章 付則 第二十七條	この会則は総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。 但し、改正案は総会前に全会員に通知しておかなければならない。	この会則は総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。書面総会での議決の場合は議決権行使書に基づきその三分の二以上の賛成により改正することができる。但し、改正案は総会前に全会員に通知しておかなければならない。